

栃木県動画広告実施・検証業務仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する栃木県動画広告実施・検証業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 委託業務名

栃木県動画広告実施・検証業務

2 委託業務の目的

栃木県は、「とちぎブランド取組方針」（以下、「取組方針」という。）を策定し、「すべての分野で選ばれるとちぎ」の実現を目指し、ブランド力の向上に取り組んでいる。

本業務は、本県の豊富な地域資源を取り上げた既存観光動画を活用したデジタルマーケティングを実施することにより栃木県の認知獲得及びブランド力の向上を図るとともに、今後の施策に反映するため、動画広告の視聴情報の収集及び分析を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和2(2020)年3月31日(火)まで

4 委託業務内容

(1) 視聴成果報酬型広告の実施

① 下記に指定する2種類の栃木県観光動画を、日本国内に広く視聴されるよう⑦に掲げた数値以上の目標視聴回数等を設定のうえ、「True View インストリーム広告」等の視聴成果報酬型動画広告を実施すること。

なお、動画広告手法は興味関心層への的確なリーチを考慮し、スキップ対応可能な手法を取り入れる等工夫を行うこと。

・広告対象動画

旅で出会う、本物の栃木旅 (URL) <https://youtu.be/bSUVnNsFTb4>

栃木で美食発見! の旅 (URL) https://youtu.be/Hxf0A__6QU

② 広告配信スケジュールを提案すること。最終的な実施の詳細については甲と協議の上決定すること。

③ 動画広告のターゲット等

・動画配信エリア

首都圏（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）

関西圏（三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

④ Google アドワーズ管理画面のカスタマーID と閲覧のためのパスワードを開示すること。

⑤ 動画配信には可能な限り、リマーケティングタグを設定することとし、アクセス者の解析をするための「見込み客リスト」を蓄積すること。事業終了後、求めに応じてリストを提出すること。

⑥ 広告の配信実施期間において、広告の実施状況を分析しながら、定期的かつ甲の求めに応じて報告すること。また、目標広告視聴回数の達成が困難と見込まれる場合等にはその結果に応じてターゲティングの変更、絞り込み等改善策を甲と協議し実施すること。

- ⑦ 目標広告視聴回数は 2つの動画を併せて100万回以上とする。なお、予算規模に達しないうちに、広告視聴回数が 合計100万回を達成した場合であっても広告の配信を継続し、予算内での広告の効果最大化を図ること。
- ⑧ 企画提案にあたっては、これまでの提案者の業務実績等から効果のあった動画を活用した広告を例示し、分析を導き出すための手法を提案すること。

(2) 広告結果の効果測定・分析、及び報告業務

- ① 本事業について広告の表示回数、動画の視聴回数、視聴者の属性（年齢、地域、特性、嗜好、動画に対するコメント等）など測定・分析に有用な項目及び方法を提案すること。
- ② 上記①について、今後の栃木県の認知度向上及びブランド力向上のための最善なプロモーション手法を検証すること。

(3) その他

- ① 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- ② 見積書や請求書において、「広告配信費」、「分析レポート費」を別立てで計上し、積算すること。なお、広告配信費は、委託金額の8割を目安とする。
- ③ 乙は、本事業の遂行にあたって、甲と緊密な連携を持って行わなければならない。
- ④ 本事業の遂行にあたり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲と十分に協議すること。
- ⑤ 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。

6 成果物の提出

- (1) 乙は、委託業務完了後、下記成果物を作成し、甲に提出して、甲の検査を受けるものとする。
 - a) 事業実施報告書（紙媒体 A4判） 1部
 - b) a)を格納した電子データ 1部
（電子媒体は CD もしくは DVD とし、Microsoft Word2016、Microsoft Excel2016、Power Point2016 において編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式の両方で保存するものとする。）
 - c) 電子データとしては、b)の他に本事業の概要・効果測定結果を簡潔にまとめたもの（A4判カラー1枚程度）を作成するとともに、当該電子データを b)に記載の形式と同様のものにて b)の電子媒体に格納すること。
- (2) 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

7 委託料の支払

委託料の支払は、委託業務完了後の精算払とする。

8 その他

- (1) 業務の成果は、甲に帰属する。
- (2) 乙は、委託業務を自ら実施するものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ甲の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。
- (3) この仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、甲と乙との協議により進めるものとする。